

障害福祉のしおり

(令和 8 年度版)



勝浦市役所

福祉課 障害福祉係

目 次

1 障害者手帳		8 交通機関、自動車	
1-1 身体障害者手帳	1	8-1 鉄道運賃の割引	35
1-2 療育手帳	2	8-2 バス運賃の割引	36
1-3 精神障害者保健福祉手帳	3	8-3 航空運賃の割引	36
		8-4 有料道路通行運賃の割引	37
2 障害福祉サービス		8-5 タクシー運賃の割引	38
2-1 サービス利用の手続き・流れ	4	8-6 障害者福祉タクシー利用助成	38
2-2 サービスの種類と対象者	5	8-7 身体障害者用自動車改造費の助成	39
2-3 サービス利用者負担額	9	8-8 障害者自動車運転免許取得助成	40
		8-9 障害者等用駐車区画利用制度	41
3 補装具		9 日常生活支援	
3-1 補装具	10	9-1 車いすの貸出し	42
		9-2 成年後見制度	43
4 日常生活用具		9-3 電話リレーサービス	45
4-1 日常生活用具	11		
4-2 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具	13	10 障害別支援（聴覚）	
5 手当・年金等		10-1 意思疎通支援事業	46
5-1 特別児童扶養手当（20歳未満）	15	10-2 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	47
5-2 障害児福祉手当（20歳未満）	16		
5-3 心身障害者福祉手当	17	11 障害者別支援（その他）	
5-4 石井久雄福祉手当（18歳未満）	17	11-1 移動支援事業	48
5-5 在宅重度知的障害者福祉手当		11-2 日中一時支援事業	49
及びねたきり身体障害者福祉手当	18	11-3 訪問入浴サービス	50
5-6 特別障害者手当（20歳以上）	19	11-4 障害者入湯料利用券	51
5-7 小高御代福祉手当（年齢要件なし）	20	11-5 障害者理容サービス券	52
5-8 指定難病等療養費助成金	20		
5-9 心身障害者扶養年金	21	12 就労支援	
5-10 障害年金（20歳以上65歳未満）	22	12-1 ハローワークいすみ	53
		12-2 障害者就業・生活支援センター	53
6 医療		13 相談	
6-1 重度心身障害者（児）医療費助成	23	13-1 障害者（児）の相談支援	54
6-2 自立支援医療（精神通院）制度	24	13-2 児童相談所	55
6-3 自立支援医療（更生医療）制度	25	13-3 千葉県発達障害者支援センター	55
6-4 自立支援医療（育成医療）制度	26	13-4 障害者相談員	56
6-5 精神障害者医療費支給事業	27	13-5 障害者差別に関する相談窓口	56
6-6 特定疾病療養受療証	28	13-6 勝浦市障害者虐待防止センター	57
6-7 特定医療費（指定難病）受給者証	28	13-7 精神保健福祉相談	58
6-8 後期高齢者医療制度の早期加入	29		
		14 その他	
7 税金、公共料金等		14-1 郵便等による不在者投票制度	59
7-1 税金などの控除・減免	30	14-2 避難行動要支援者名簿	59
7-2 自動車税、自動車取得税の減免	31		
7-3 軽自動車税の減免	31	15 シンボルマーク	60
7-4 NHK放送受信料の減免	33		
6-4 NTT電話番号の無料案内	34		
7-6 携帯電話の基本使用料の割引	34		

1 障害者手帳

1-1 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

対象者	身体障害の種類	等級
都道府県から障害認定を受けた人（国が定めた身体障害認定基準に該当する障害のある方）	視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓）	1～6級（7級の場合、手帳は交付されません。）

【申請手続き】

必要書類			申請書 マイナンバー 記入	診断書 (所定様式)	顔写真 (1枚) 縦4cm ×横3cm	身体 障害者手帳
	新規		○	○	○	—
	再交付	紛失	○	—	○	—
		破損	○	—	○	○
		障害の追加 程度の変更	○	○	○	○
	変更	居住地、氏名	○	—	—	○
	返還	死亡	○	—	—	○
手続きの 流れ	①主治医（指定医）と相談の上、診断書を作成する。 ②市役所福祉課障害福祉係に必要書類を提出する。 ③千葉県で審査の上、手帳が交付される。（ <u>おおよそ2か月後</u> ） ④市役所福祉課障害福祉係で手帳を受け取る。（手帳が交付される際には通知します。その際、ご利用になれる福祉制度をご説明します。）					
有効期間	原則として有効期限はありません。 ただし、障害程度に変化が予想される場合は1～5年後に再診断書等をご提出いただきます。 （再認定年月の2ヵ月ほど前に更新のお知らせをお送りします。）					
窓 口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619					

※ 転出された場合は、新居住地に届け出をしてください。

ただし、障害者総合支援法による施設入所の場合は、勝浦市に届け出をしてください。

1-2 療育手帳

知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対する各種の援護を受けやすくするため手帳を交付します。

対象者	障害の程度
児童相談所または障害者相談センターで、知的障害と判定された人（知能指数がおおむね75以下の方）	最重度（㉠（18歳以上は㉠の1、㉠の2））、 重度（Aの1、Aの2）、中度（Bの1）、軽度（Bの2）

【申請手続き】

必要書類			申請書 マイナンバー 記入	顔写真 (1枚) 縦4cm ×横3cm	療育 手帳	申出書
	新規		○	○	—	—
	県外または千葉市から転入		○	○	○	○
	再判定	次の判定年月の到来	○	○	—	—
	再交付	紛失	○	○	—	—
		破損	○	○	○	—
	変更	氏名、住所、電話番号 (本人または保護者)	○	—	○	—
	返還	死亡、不要となった、 千葉県以外の手帳を取得	○	—	○	—
手続きの 流れ	<p>①市役所福祉課障害福祉係に必要書類を提出する。 【18歳未満】聞き取り調査なし 【18歳以上】福祉課で現況の聞き取り調査あり</p> <p>②後日、下記の県の機関で判定（知能検査及び面談）を受ける。 【18歳未満】千葉県東上総児童相談所（茂原市高師3007-6） 【18歳以上】千葉県中央障害者相談センター（千葉市緑区誉田町1-45-2）</p> <p>③市役所福祉課障害福祉係で手帳を受け取る。（手帳が交付される際には通知します。その際、ご利用になれる福祉制度をご説明します。）</p>					
有効期間	<p>定期的に再判定（更新）が必要です。 【18歳未満】2年～4年ごと 【18歳以上】10年ごと</p> <p>18歳以上の方で、一度障害者相談センターで面接判定を受けた方は、次の再判定（更新）からは原則として書類判定となりますので市役所での聞き取り調査のみの手続きとなります。（次回判定年月の2ヵ月ほど前に文書または電話にて更新のお知らせをします。）</p>					
窓 口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619</p>					

※ 県外及び千葉市へ転出された場合は、新居住地で手帳交付申請をしてください。

ただし、障害者総合支援法による施設入所の場合は、勝浦市に届け出をしてください。

1-3 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手段となり、手帳の交付を受けた人に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくするものです。

対象者	精神疾患例	等級
障害者相談センターで、知的障害と判定された人、精神疾患により長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人	<ul style="list-style-type: none"> ・統合失調症・うつ病・双極性障害 ・てんかん・高次脳機能障害・認知症 ・中毒精神病・発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等） 	1 級～3 級

【申請手続き】

必要書類			申請書 マイナンバー 記入	診断書（所定様式） 又は※障害年金証書	顔写真 （1 枚） 縦4cm ×横3cm	精神 保健福祉手帳
	新規		○	○	○	—
	更新（2年ごと）		○	○	○	○
	障害の程度の変更		○	○	○	○
	再交付	紛失	○	—	○	—
		破損	○	—	○	○
	変更	氏名、住所	○	—	—	○
	返還	死亡、不要 となった	○	—	—	○
手続きの流れ	<p>①市役所福祉課障害福祉係に必要書類を提出する。</p> <p>②千葉県での審査の上、手帳が交付される。（<u>おおよそ2か月後</u>）</p> <p>③市役所福祉課障害福祉係で手帳を受け取る。（手帳が交付される際には通知します。その際、ご利用になれる福祉制度をご説明します。）</p> <p>※障害年金証書による申請の場合は、次の書類が必要となります。</p> <p>㊦直近の年金振込通知書</p> <p>㊦年金事務所等に障害年金の支給状況を照会するための「同意書」</p>					
有効期間	2年（ <u>更新のお知らせはありませんのでご注意ください。</u> ）					
窓口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所 1 階）</p> <p>電話：0470-73-6619</p>					

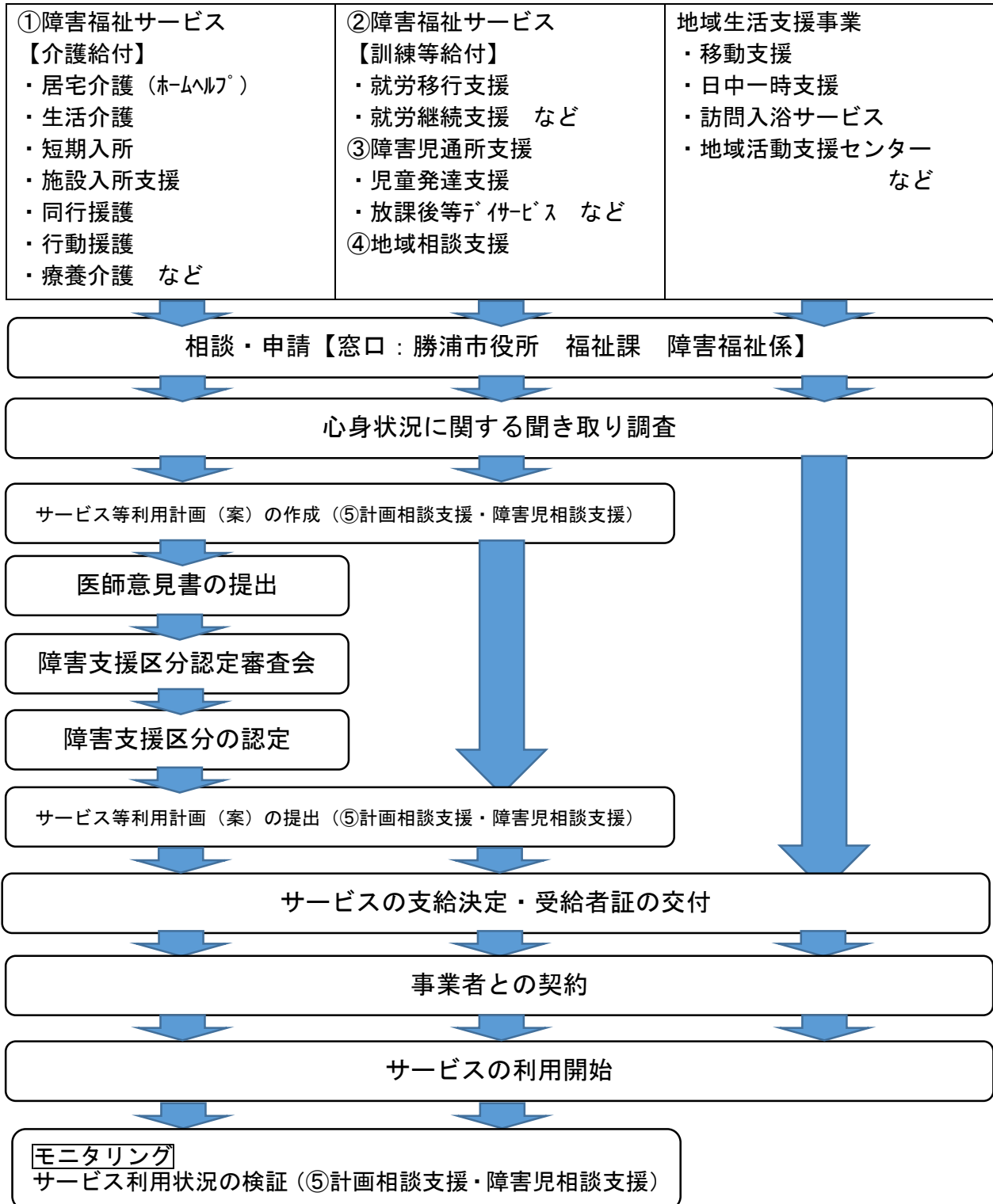
※ 県外及び千葉市へ転出された場合は、新居住地で手帳交付申請をしてください。
ただし、障害者総合支援法による施設入所の場合は、勝浦市に届け出をしてください。

2 障害福祉サービス

2-1 サービス利用の手続き・流れ

障害福祉サービスは、障害のある方がより望ましい日常生活や社会生活を送るために、必要な支援を提供するものです。

対象者	身体障害、知的障害、精神障害、難病のいずれかに該当する方 ※原則として介護保険サービスが利用できる方は介護保険サービスの利用が優先となります。
窓 口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所 1 階） 電話：0470-73-6619



2-2 障害福祉サービスの種類と対象者

①障害福祉サービス（介護給付）

障害の程度が一定以上の方は、生活上必要な介護を受けることができます。

	種類	内容	対象者
1	居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	区分1～6
2	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	区分4～6 ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障害で行動関連項目が10点以上の方
3	同行援護	視覚障害により自己判断能力が制限されている方につき、行動する際の危険を回避するための援護や外出支援を行います。	区分不要 ・視覚障害の方 ※身体介護を伴う場合は区分が2以上
4	行動援護	知的又は精神障害により自己判断能力が制限されている方につき、行動する際の危険を回避するための援護や外出支援を行います。	区分3～6 ・知的又は精神障害で行動関連項目が10点以上
5	療養介護	医療と常時介護を必要とする方につき、医療機関での機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活上の支援を行います。	区分5～6 筋ジストロフィー又は重症心身障害者の方（区分5～6）、人工呼吸使用の方（区分6）
6	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間における、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	【通所】 区分3～6（50歳以上は区分2～6） 【施設入所】 区分4～6（50歳以上は区分3～6）
7	短期入所	ご自宅で介護を行うご家族等が病気や休養が必要な場合に、施設に短期間入所していただき、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	区分1～6
8	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることも難しい方につき、「居宅介護」「生活介護」「短期入所」「共同生活援助」等、複数のサービスを包括的にを行います。	区分6 ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障害で行動関連項目が10点以上の方
9	施設入所支援	施設に入所する方について、主に夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。	区分4～6（50歳以上は区分3～6）

②障害福祉サービス（訓練等給付）

障害がある方は、就労や身体機能回復のための訓練を受けることができます。

	種類	内容	対象者
1	自立訓練 （機能訓練）	身体障害又は難病の方について、施設等又は自宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。 （標準利用期間1年6ヵ月）	地域生活を営むために、身体的リハビリテーションの継続が必要な方など
2	自立訓練 （生活訓練）	知的又は精神障害の方について、施設又は自宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。 （標準利用期間2年）	地域生活を営むために、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方など
3	宿泊型自立訓練	知的又は精神障害があり、日中一般就労や障害福祉サービスを利用している方について、地域に向けて居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。 （標準利用期間2年）	上記「自立訓練（生活訓練）」のうち、一定期間、宿泊して家事等の生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
4	就労選択支援	就労を希望する障害のある方に対して、適正や能力評価、意向整理等を短時間で実施し、就労先等についてよりよい選択ができるように支援を行います。	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある方及び既に利用してしている方
5	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方について、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援を行います。 （標準利用期間2年）	単独では就労が困難なため、就労に必要な知識や技術の習得等の支援が必要な65歳未満の方など
6	就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な方について、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	就労移行支援を利用したが、就労できなかった方など
7	就労移行支援 B型	移行支援での就労が困難な方について、雇用契約に基づかない生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	就労経験があるが、年齢や体力的に就労が難しくなった方など
8	就労定着支援	一般企業等に就職した後に生活面での課題が生じている方について、就労継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との調整や課題解決への相談、助言等のサポートを行います。 （標準利用期間3年）	就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護の利用後に一般企業等に就職し、就労期間が6か月を経過した方

9	自立生活援助	一人暮らしを行うための環境を整えるため、定期的に訪問（月2回以上）して、食事、洗濯、掃除、公共料金、家賃、体調、通院等の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。（標準利用期間1年）	入所施設、グループホーム、精神科病院等から一人暮らしに移行した方など
10	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居（グループホーム）において、主に夜間に相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	原則65歳未満の方 ※障害支援区分の認定が必要です。

③障害児通所支援（就学前児童に係る利用者負担は令和元年10月1日から無償化）

障害のあるお子さんは、個々の発達を促すための療育を受けることができます。

種類		内容	対象者
1	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	未就学の障害児
2	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由がある障害児
3	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	小、中、高等学校又は特別支援学校等に就学している障害児
4	居宅訪問型児童発達支援	居宅訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	重症心身障害児などで、外出が著しく困難な障害児
5	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所等に通う障害児

④地域相談支援

障害者施設、精神科病院等を退所する方の地域移行支援計画を作成し、地域定着の支援を行います。

	種類	内容	対象者
1	地域移行支援	障害者施設等に入所又は精神科病院に入院している方が地域生活へ移行するために、住居の確保等の相談や支援を行います。（標準利用期間6ヵ月）	障害者施設、精神科病院等を退所して地域生活へ移行する方
2	地域定着支援	居宅にて単身生活する方につき、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談や支援を行います。（標準利用期間1年）	居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない方

⑤計画相談支援・障害児相談支援

サービス利用者の利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

	種類	内容	対象者
1	計画相談支援	<div>サービス利用支援又は障害児支援利用援助</div> <p>ご本人やご家族と面接の上、サービスの利用計画を作成します。また、関係機関との連絡調整を行います。</p>	①介護給付②訓練等給付④地域相談支援のいずれかを利用する方 (通常18歳以上)
2	障害児相談支援	<div>継続サービス利用支援又は継続障害児支援利用援助</div> <p>サービス利用開始後に定期的に利用状況の検証およびサービス内容の見直し（モニタリング）を行います。</p>	③障害児通所支援を利用する方 (通常18歳未満)

2-3 サービス利用者負担額

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）を利用した場合の利用者負担は、サービス量と所得に応じた負担の仕組み（原則として１割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）となっています。

【障害者】

本人の 年齢	１８歳以上 (施設に入所する１８歳、１９歳除く)	世帯の範囲	本人及び配偶者
所得区分	収入状況		負担割合 負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		負担なし ０円
低所得	市町村民税非課税世帯		負担なし ０円
一般１	市町村民税課税世帯 (所得割１６万円)未満 ※入所施設利用者(２０歳以上)、グループホーム利用者を除きます。		１割 ９,３００円
一般２	上記以外		１割 ３７,２００円

※入所施設利用者(２０歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般２」となります

【障害児】

本人の 年齢	１８歳未満 (施設に入所する１８歳、１９歳除く)	世帯の範囲	同居の親族
所得区分	収入状況		負担割合 負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		負担なし ０円
低所得	市町村民税非課税世帯		負担なし ０円
一般１	市町村民税課税世帯 (所得割２８万円(※) 未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	１割 ４,６００円
		入所施設利用の場合	１割 ９,３００円
一般２	上記以外		１割 ３７,２００円

◎就学前児童に係る利用者負担は令和元年１０月１日から無償となっています。

3 補装具

3-1 補装具費（購入・借受け・修理）の支給

身体障害者（児）の失われた身体機能を補完または代償するための用具（補装具）について、購入や修理費用が支給されます。

対象者	<div>・ 身体障害者手帳所持者</div> <div>・ 難病患者で一定の基準を満たす方</div> <div>※補装具の種類ごとに要件があります。また、購入後の申請は助成の対象にはなりませんので、まずは福祉課障害福祉係までお問い合わせください。</div>			
補装具の種類	視覚障害	視覚障害者安全つえ（白杖）、義眼、眼鏡		
	聴覚障害	補聴器、人工内耳（修理のみ）		
	肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置		
		●車椅子 ●電動車椅子 ●歩行器 ●歩行補助つえ（Ｔ字杖を除く）		
	18歳未満のみ	車載用姿勢保持装置、起立保持具、排便補助具		
※●については、介護保険制度を利用できる場合、介護保険の福祉用具貸与が優先です。				
自己負担額	1割負担（非課税世帯、生活保護世帯の方は自己負担なし）			
	世帯の範囲	本人が１８歳以上の場合 ⇒ 本人及び配偶者		
		本人が１８歳未満の場合 ⇒ 保護者の属する住民基本台帳での世帯		
	区分	世帯の市民税課税状況	負担割合	負担上限月額
	一般	市民税課税世帯（均等割のみの課税含む）	1割	37,200円
	低所得	市民税非課税世帯	負担なし	0円
	生活保護	生活保護世帯	負担なし	0円
<div>【所得制限】</div> <div>世帯のいずれかの方の市民税所得割額が46万円以上の場合は支給対象外です。</div>				
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所１階） 電話：０４７０－７３－６６１９			

4 日常生活用具

4-1 障害者（児）日常生活用具給付

在宅の重度障害者（児）に対して、日常生活上の困難を改善し、自立支援及び社会参加の促進を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。介護保険による給付が受けられる人は、介護保険制度の福祉用具の給付または貸与が優先されます。また難病と診断され、在宅の場合、該当となる場合があります。

対象者		・身体障害者手帳所持者 ・難病患者で一定の基準を満たす方 ※補装具の種類ごとに要件があります。また、 購入後の申請は助成の対象にはなりません ので、まずは福祉課障害福祉係までお問い合わせください。			
自己負担額	1 割負担（非課税世帯、生活保護世帯の方は自己負担なし）				
	世帯の範囲	本人が18歳以上の場合 ⇒ 本人及び配偶者 本人が18歳未満の場合 ⇒ 保護者の属する住民基本台帳での世帯			
	区分	世帯の市民税課税状況		負担割合	負担上限月額
	障害者	生活保護世帯		負担なし	0円
		市町村民税非課税世帯		負担なし	0円
		市町村民税の所得割が16万円未満		1 割	9,300円
		上記以外		1 割	37,200円
	障害児	生活保護世帯		負担なし	0円
		市町村民税非課税世帯		負担なし	0円
		市町村民税 の所得割が	通所施設、 ホームヘルプ利用の場合	1 割	4,600円
		28万円未満	入所施設利用の場合	1 割	9,300円
		上記以外		1 割	37,200円
必要書類	①申請書 ②見積書				
その他	・用具の購入前にご申請ください。購入後の助成はできませんのでご注意ください。 ・業者は市に登録していることが必要です。業者にご確認いただくか、福祉課障害福祉係までお問合せください。 ・業者への代金のお支払いには、市から郵送された支給券をご使用ください。また、支給券に「利用者負担額」が記載されている方は、その額を現金等で業者にお支払いください。				
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619				

【日常生活用具の種類】

視覚障害		
視覚障害者用ポータブルコーダー	点字タイプライター	盲人用体温計（音声式）
視覚障害者用拡大読書器	点字図書	歩行時間延長信号機用小型送信機
視覚障害者用活字文書読上げ装置	点字器	盲人用時計（触読式・音声式）
電磁調理器（※２）	盲人用体重計	点字ディスプレイ
情報・通信支援用具		
聴覚障害		
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者用屋内信号装置 （サウンドマスター、聴覚障害者 用目覚まし時計、聴覚障害者用屋 内信号灯を含む）
下肢・体幹機能障害		
便器	特殊マット	特殊尿器
入浴担架	体位変換器	入浴補助用具
移動用リフト	移動、移乗支援用具、	頭部保護帽
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	歩行補助つえ（一本杖のみ）	訓練いす
訓練用ベッド	特殊寝台	
上肢機能障害		
特殊便器	情報・通信支援用具	
肢体不自由、音声・言語障害		
携帯用会話補助装置		
膀胱・直腸機能障害及び排便・排尿機能障害		
ストーマ装具 （蓄便袋・蓄尿袋）	紙おむつなど （医師の意見書が必要です）	収尿器
腎臓機能障害		
透析液加温器		
呼吸器機能障害		
ネブライザー	電気式たん吸引器	人工喉頭
酸素ボンベ運搬車	【難病患者のみ】動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	
知的障害者（児）		
特殊マット	特殊便器	頭部保護帽
電磁調理器		
各障害者共通		
火災警報器	自動消火器	

4-2 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

在宅の小児慢性特定疾病児童等に対して、日常生活上の困難を改善し、自立支援及び社会参加の促進を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。障害者総合支援法やその他の制度の給付または貸与が該当する場合は、本事業は対象外となります。

対象者	・ 小児慢性特定疾病医療費を受給している者 ※日常生活用具の種類ごとに要件があります。また、 <u>購入後の申請は助成の対象にはなりません</u> ので、まずは福祉課障害福祉係までお問い合わせください。
費用の負担	世帯の収入等に応じて利用者負担があります。
必要書類	①申請書 ②小児慢性特定疾病受給者証の写し ③見積書
その他	・ 用具の購入前にご申請ください。購入後の助成はできませんのでご注意ください。 ・ 業者への代金のお支払いには、市から郵送された支給券をご使用ください。また、支給券に「利用者負担額」が記載されている方は、その額を現金等で業者にお支払いください。
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所 1 階） 電話：0470-73-6619

【日常生活用具の種類】

種目	対象者	用具の性能
便器	常時介護を要する者	対象児童等が容易に使用し得るものとし、手すりをつけることができるもの。
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルによって温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に長生できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 1 対象児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 2 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が対象児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	対象児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものとする。（電動車椅子は除く。）
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るものとする。
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整できるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸引機）	呼吸器機能に障害のある者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	対象児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの

5 手当・年金等

5-1 特別児童扶養手当（20歳未満）

精神、身体に重度または中度の障害があるため、日常生活で介護を必要とする20歳未満の児童を育てている父母または父母が育てていない場合に父母に代わってその児童を養育している人に支給される手当です。

対象者		支給月額	支給月
1 級	<div>・ 身体障害者手帳 おおむね 1 級、2 級</div> <div>・ 療育手帳 おおむね①、A の 1、A の 2</div> <div>※上記等級以外の人や内部障害及び身体障害者手帳を所持していない人については、所定の診断書により一定の基準を満たす人</div> <div>・ 精神障害については、所定の診断書により一定の基準を満たす人</div>	5 8, 4 5 0 円 (R 8. 4 ~)	4 月、8 月、 1 1 月 (年 3 回)
2 級	<div>・ 身体障害者手帳 おおむね 3 級</div> <div>・ 療育手帳 おおむね B の 1</div> <div>(療育手帳 B の 2 でも診断書により該当の可能性あり)</div> <div>※上記等級以外の人や療育手帳を所持していない人については、所定の診断書により一定の基準を満たす人</div>	3 8, 9 3 0 円 (R 8. 4 ~)	
必要書類	<div>①請求認定書 ②手当用診断書 (省略できる場合有)</div> <div>③身体障害者手帳又は療育手帳 ④戸籍謄本</div> <div>⑤受給者名義の通帳</div> <div>⑥個人番号通知カードまたは個人番号カード (マイナンバーカード)</div>		
その他	<div>・ 受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限あり ・ 施設入所者は対象外</div> <div>・ 国民年金法による障害年金などの年金たる給付で障害を支給事由とする給付を受けている方は対象外</div> <div>・ 手帳がなくても申請可 ・ 障害児福祉手当との併給可</div>		
窓口	<div>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係 (市役所 1 階)</div> <div>電話 : 0 4 7 0 - 7 3 - 6 6 1 9</div>		

5-2 障害児福祉手当（20歳未満）

精神または身体に重度の障害があるために、日常生活で常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に支給される手当です。

対象者		支給月額	支給月
日常生活において常時の介護を要するような障害として次の障害を有していること。		16,560円 (R8.4～)	5月、8月、 11月、2月 (年4回)
1	両眼の視力の和が0.02以下のもの		
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの		
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの		
4	両上肢のすべての指を欠くもの		
5	両下肢の用を全く廃したもの		
6	両大腿を2分の1以上失ったもの		
7	体幹の機能障害により座っていることができないもの		
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの		
9	精神の障害であって前各号程度以上と認められるもの		
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複するものであって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの		
※上記項目にはそれぞれ個別の基準が設けられていますので、詳細はお問い合わせください。			
必要書類	①請求認定書 ②手当用診断書（省略できる場合有） ③身体障害者手帳又は療育手帳 ④障害児名義の通帳 ⑤個人番号通知カードまたは個人番号カード（マイナンバーカード）		
その他	・受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限あり ・施設入所者は対象外 ・国民年金法による障害年金などの年金たる給付で障害を支給事由とする給付を受けている方は対象外 ・手帳がなくても申請可 ・特別児童扶養手当との併給可		
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619		

5-3 心身障害者福祉手当

身体障害者（20歳未満の方）または知的障害者を扶養している保護者に対し支給される手当です。

対象者	支給月額	支給月
身体障害者手帳の等級が1級・2級で満20歳未満の方、または療育手帳の程度が㉠の1、㉠の2（㉠を含む。）、Aの1、Aの2もしくはBの1と判定された方を扶養している保護者	11,700円 (H31.4～)	10月、4月 (年2回)
必要書類	① 申請書 ②療育手帳又は身体障害者手帳 ③本人名義の通帳	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限なし ・施設入所者、1か月以上入院している方は対象外 ・障害児福祉手当との併給不可 	
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619	

5-4 石井久雄福祉手当（18歳未満・義務教育終了前）

身体障害者または知的障害者（18歳未満の方）を扶養している保護者及び義務教育終了前の交通遺児を扶養している方に支給される手当です。

対象者	支給月額	支給月
(1) 身体障害者手帳の等級が1級・2級または療育手帳の程度が㉠、Aの1、Aの2と判定された満18歳未満の方を扶養している保護者 (2) 交通事故により父母、または父母一方と死別した義務教育終了前の児童を扶養している保護者	25,000円 (H31.4～)	3月 (年1回)
必要書類	① 申請書 ②療育手帳又は身体障害者手帳 ③本人名義の通帳	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・3月1日現在の該当者に支給 ・受給者、扶養義務者の所得制限なし ・その他福祉手当との併給可 	
窓口	勝浦市役所 こども未来応援課（市役所1階） 電話：0470-73-6618	

5-5 在宅重度知的障害者福祉手当及びねたきり身体障害者福祉手当（20歳以上）

在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害者またはそれらの人を介護する人に支給される手当です。

対象者	支給月額	支給月
<p>（１）在宅重度知的障害者 療育手帳の程度が㊦の１、㊦の２（㊦を含む。）、Ａの１もしくはＡの２と判定された満２０歳以上の在宅障害者またはその人を介護する家族</p> <p>※１ 障害者相談センターで重度と判定された人でもよい。</p> <p>（２）ねたきり身体障害者 自宅において、おおむね６か月以上寝たきりで、入浴、食事及び排便などの日常生活に人手を必要とする２０歳以上６５歳未満の人またはその人を介護する家族</p>	<p>１１，７００円 （Ｈ３１．４～）</p>	<p>１０月、４月 （年２回）</p>
必要書類	<p>① 申請書 ②療育手帳又は身体障害者手帳 ③通帳</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限あり ・ 施設入所者、３か月以上入院している方は対象外 ・ 特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律に基づく福祉手当との併給不可 ・ 介護保険給付（年度通算７日以内のショートステイの利用を除く）を受給している場合は除きます。 	
窓口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所１階） 電話：０４７０－７３－６６１９</p>	

5-6 特別障害者手当（20歳以上）

精神または身体に著しい重度の障害があるために、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者に支給される手当です。

対象者		支給月額	支給月
日常生活において常時特別の介護を要する障害として、次の障害を重複している場合など。		30,450円 (R8.4～)	5月、8月、 11月、2月 (年4回)
1	両眼の視力の和が0.04以下のもの		
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの		
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの		
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの		
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの		
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの		
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		
※上記項目にはそれぞれ個別の基準が設けられていますので、詳細はお問い合わせください。また、この手当は主に障害が重複している人が対象ですが、上記のうちいずれか1つの障害があり、別に定める障害が2つ以上重複する場合、または上記のうちいずれか1つの障害があり、一定の基準を満たす場合は、手当の認定基準に該当する場合がありますので、お問い合わせください。			
必要書類	①請求認定書 ②手当用診断書（省略できる場合有） ③身体障害者手帳又は療育手帳 ④本人名義の通帳 ⑤個人番号通知カードまたは個人番号カード（マイナンバーカード）		
その他	・受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限あり ・施設入所者、3か月以上入院している方は対象外 ・手帳がなくても申請可 ・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者手当との併給不可		
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619		

5-7 小高御代福祉手当（年齢要件なし）

新規に身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方に支給される手当です。

対象者	支給月額	支給月
新規に身体障害者手帳・療育手帳（等級、程度は問わない）の交付を受けた方	10,000円 (H31.4～)	手帳交付時 (1回のみ)
必要書類	① 申請書 ②療育手帳又は身体障害者手帳 ③本人名義の通帳	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者、扶養義務者の所得制限なし ・ その他福祉手当との併給可 	
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619	

5-8 指定難病等療養者助成金

指定難病又は特定疾患のための治療を受けている方または、その養護者に支給される助成金です。

対象者	支給月額	支給月
千葉県知事から指定難病又は特定疾患と認定された療養者またはその養護者	2,000円 (H31.4～)	4月、10月 (年2回)
必要書類	①申請書 ②特定医療費（指定難病）・特定疾患医療・先天性血液凝固因子障害等受給者証（いずれか） ③本人名義の通帳	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者、扶養義務者の所得制限なし ・ その他福祉手当との併給不可 ・ 支給制限 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別障害者手当（国の手当）を受給していないこと (2) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に基づく福祉手当を受給していないこと (3) 各種年金法に基づく障害年金を受給していないこと (4) 生活保護世帯でないこと 	
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619	

5-9 心身障害者扶養年金 県

心身に障害があるため、独立自活することが困難な人を扶養している人が、その生存中毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付する制度です。

加入資格及び加入対象者																											
県内に居住する65歳未満の人で、次に掲げるいずれかに該当する人を扶養しているもの。 (1) 身体障害者手帳1級から3級の所持者 (2) 療育手帳の所持者 (3) 精神または身体に永続的な障害のある人(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる人																											
必要書類	①申請書 ②告知書 ③障害証明書 ④住民票の写し(加入者及び障害者分)																										
掛金額	<table><tr><th colspan="2">加入時の年齢(加入者)</th><th rowspan="2">掛金月額</th></tr><tr><th>歳以上</th><th>歳未満</th></tr><tr><td>～</td><td>35</td><td>9,300円</td></tr><tr><td>35</td><td>～ 40</td><td>11,400円</td></tr><tr><td>40</td><td>～ 45</td><td>14,300円</td></tr><tr><td>45</td><td>～ 50</td><td>17,300円</td></tr><tr><td>50</td><td>～ 55</td><td>18,800円</td></tr><tr><td>55</td><td>～ 60</td><td>20,700円</td></tr><tr><td>60</td><td>～ 65</td><td>23,300円</td></tr></table> <p>※平成20年4月1日制度改正 平成20年3月までに加入している人とは掛金額が異なります。</p>	加入時の年齢(加入者)		掛金月額	歳以上	歳未満	～	35	9,300円	35	～ 40	11,400円	40	～ 45	14,300円	45	～ 50	17,300円	50	～ 55	18,800円	55	～ 60	20,700円	60	～ 65	23,300円
加入時の年齢(加入者)		掛金月額																									
歳以上	歳未満																										
～	35	9,300円																									
35	～ 40	11,400円																									
40	～ 45	14,300円																									
45	～ 50	17,300円																									
50	～ 55	18,800円																									
55	～ 60	20,700円																									
60	～ 65	23,300円																									
給付月額	<p>1口 20,000円 2口 40,000円</p> <p>弔慰金(加入者生存中に障害者が死亡したとき) 1口 50,000円 ～ 250,000円 2口 100,000円 ～ 500,000円</p>																										
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係(市役所1階) 電話: 0470-73-6619																										

5-10 障害年金（20歳以上65歳未満）

公的年金（国民年金・厚生年金）に加入している方、以前加入していた65歳未満の方が、病気やけがで一定の障害程度となった時に支給されます。20歳未満の方は20歳に達した時から支給されます。

対象者	障害基礎年金	国民年金加入中又は20歳前に障害の原因となる傷病の初診日がある方 ※被保険者の資格を喪失したあとも、60歳～65歳未満に初診日がある方は対象
	障害厚生年金	厚生年金加入中に障害の原因となる傷病の初診日
必要書類		下記窓口へお問い合わせください。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の納付要件があります。 ・年金額は物価等の影響で、毎年変わる可能性があります。
窓口		<div>障害基礎年金</div> <p>勝浦市役所 市民課 国保年金係（市役所1階） 電話：0470-73-6611</p> <div>障害厚生年金</div> <p>千葉年金事務所 電話：043-242-6320 ねんきんサテライト茂原 電話：0475-23-2530 予約受付専用電話 電話：0570-05-4890</p>

6 医療

6-1 重度心身障害者（児）医療費助成

重度心身障害者が医療機関を受診した場合に、医療費を助成（定額の自己負担金により受診できる）する制度です。（入院時の食事療養費、医療保険適用外分を除く）

対象者	助成内容
<p>・身体障害者手帳 1級・2級 ・精神保健福祉手帳 1級・療育手帳 ①、①の1、①の2、Aの1、Aの2 かつ、次の①～⑤すべてに該当している方</p> <p>①65歳までに上記の手帳を取得された方</p> <p>②子ども医療費の助成を受けていない方（子ども医療費が優先）</p> <p>③勝浦市に住民登録がある方 （住民票は他市町村でも、勝浦市の国保加入者又は勝浦市で後期高齢者医療の住所地特例の手続きを行った方は対象）</p> <p>④生活保護世帯でない方</p> <p>⑤同一保険世帯員の市民税所得割額（合算額）が235,000円未満。（ただし、高額治療継続者は市民税額にかかわらず該当）</p>	<p>通院1回、入院1日につき</p> <p>市民税所得割</p> <p>課税世帯の方 300円</p> <p>非課税世帯の方 無料</p> <p>【その他】</p> <p>・調剤代（薬代）は課税状況に関わらず無料です。</p> <p>・障害に関する医療でなくても医療保険適用の医療や調剤であればすべて対象となります。</p>
必要書類	<p>① 申請書 ②同意書 ③身体障害者手帳又は療育手帳</p> <p>④加入医療保険が確認できるもの ⑤本人名義の通帳 ⑥所得課税証明書又は非課税証明書（勝浦市課税状況が確認できない方のみ）</p> <p>⑦重度かつ継続療養申立書（所得制限を超える高額治療継続者のみ）</p>
助成方法	<div>申請後、<u>受給券</u>を発行します。</div> <p>【現物給付】</p> <p>受給券を病院、薬局の窓口でご提示ください。</p> <p>上記の自己負担金（300円又は無料）のみの支払いになります。</p> <p>【償還払い】</p> <p>医療機関で受給券を提示できなかった場合、一旦医療費をお支払いいただき、領収書により後日、助成金をお支払いします。</p> <p>①領収書と②助成金支給申請書を福祉課障害福祉係にご提出ください。</p> <p>※医療費などを支払った月の翌日から2年を経過すると、申請することができません。</p>
その他	<p>【受給券が利用できない医療機関】→ <u>償還払い</u>の手続きをお願いします。</p> <p>①千葉県外の医療機関 ②千葉県と本契約をしていない医療機関</p> <p>③はり灸、あん摩マッサージ</p>
窓口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階）</p> <p>電話：0470-73-6619</p>

6-2 自立支援医療（精神通院）制度

精神疾患の通院に係る医療費（薬代を含む）の自己負担が1割に軽減されます。

対象者	対象医療	給付内容
精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある方 【主な対象精神疾患】 ・統合失調症・うつ病・双極性感情障害 ・気分変調症・てんかん・認知症・依存症等	精神疾患による通院の医療（薬、デイケア、訪問看護を含む） ※入院は対象外	・自己負担が1割に軽減 ・さらに、市民税課税額に応じた負担上限額が設定され、それを超える自己負担は免除になります。
自己負担額	原則1割負担 ※世帯の市民税の課税状況等に応じ、ひと月あたりの負担上限額が設定されます。	
必要書類	①申請書 ②診断書（2年に1度の提出※）③加入医療保険が確認できるもの ④マイナンバーカード）⑤印鑑（本人以外の方が申請する場合のみ） ⑥自立支援医療受給者証（更新又は変更の方のみ） ⑦障害年金の振込通知書（障害年金受給中の方のみ） ⑧所得課税証明書又は非課税証明書（勝浦市で課税状況が確認できない方のみ） ※②診断書の提出が不要な方 前年に提出した方（受給者証に「医療用1年目」）又は「手帳用（1年目）」と記載があり、かつ有効期限が終了していない方	
助成方法	申請日より1割負担となります。 申請後、約1か月から2か月後に市から受給者証が郵送されますので、受給者証を病院、薬局の窓口でご提示ください。	
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619	

6-3 自立支援医療（更生医療）制度

疾病、事故及び災害などによる身体的損傷そのものを治療する一般医療ではなく、疾病、負傷などが治癒したあとに残された障害に対しその障害を取り除くため、あるいは軽減させるために行われる医療費（薬代を含む）の自己負担が1割に軽減されます。

対象者	対象医療	
18歳以上の 身体障害者手 帳所持者	心臓障害	人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、冠動脈バイパス術など
	腎臓障害	人工透析医療法、腎移植術、抗免疫療法など
	肢体障害	関節授動・形成術、人工関節置換術、切断端形成術など
	視覚障害	網膜剥離術、角膜移植術など
	小腸障害	中心静脈栄養法など
	免疫障害	抗HIV療法など
	肝臓障害	肝臓移植術など
	聴覚障害	鼓室形成術など
	音声言語 そしゃく障害	口唇形成術など
自己負担額	原則1割負担 ※世帯の市民税の課税状況等に応じ、ひと月あたりの負担上限額が設定されます。	
必要書類	①申請書 ②自立支援医療要否意見書 ③加入医療保険が確認できるもの ④マイナンバーカード ⑤印鑑（本人以外の方が申請する場合のみ） ⑥特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ）	
助成方法	申請後、市から受給者証を郵送します。 受給者証を特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ）と一緒に、病院、薬局の窓口 でご提示ください。	
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619	

6-4 自立支援医療（育成医療）制度

身体に障害がある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対する医療費（薬代含む）の自己負担が1割に軽減されます。

対象者	対象医療
<p>次の①②どちらにも該当する児童</p> <p>① 18歳未満</p> <p>②身体に障害のある又は放置すると将来障害が残ると認められ、手術等により障害の改善が認められる方</p>	<p>①視覚障害によるもの</p> <p>②聴覚、平衡機能の障害によるもの</p> <p>③ 音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障害によるもの</p> <p>④肢体不自由によるもの</p> <p>⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸または肝臓の機能の障害によるもの</p> <p>⑥先天性の内臓の機能の障害によるもの⑤に掲げるものを除く</p> <p>⑦免疫の機能の障害によるもの</p>
自己負担額	<p>原則 1 割負担</p> <p>※世帯の市民税の課税状況等に応じ、ひと月あたりの負担上限額が設定されます。</p>
必要書類	<p>①申請書 ②自立支援（育成医療）意見書 ③加入医療保険が確認できるもの</p> <p>④マイナンバーカード ⑤印鑑（本人以外の方が申請する場合のみ）</p> <p>⑥特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ）</p>
助成方法	<p>申請後、市から受給者証を郵送します。</p> <p>受給者証を、特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ）と一緒に、病院、薬局の窓口でご提示ください。</p>
窓口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所 1 階）</p> <p>電話：0470-73-6619</p>

6-5 精神障害者医療費支給事業

精神障害（疾患）により、6ヶ月以上入院している方について、保険医療機関で負担した自己負担分の中から、保険等で支給されている額を控除した医療費の2分の1が助成されます。

対象者	助成内容
<p>勝浦市に6ヶ月以上住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている人で、市長が指定する保険医療機関において入院期間が継続して6ヶ月以上にわたる精神障害者（重度心身障害者医療費助成対象者は除く）</p>	<p>支払った医療費の2分の1の額（社会保険各法の規定に基づく保険給付にあわせて行う給付等が行われたときは当該給付等を控除した額）</p>
<p>必要書類</p>	<p>①申請書 ②所得課税証明書又は非課税証明書（勝浦市で課税状況が確認できない方のみ）</p>
<p>その他</p>	<p>所得税納税義務を負わないものの世帯が対象</p>
<p>窓口</p>	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619</p>

6-6 特定疾病療養受療証

人工透析等の医療費の自己負担が月10,000円になります。※医療機関、調剤薬局ごとに負担

対象者	制度内容
<p>次①～③のいずれかに該当する方</p> <p>①人工透析の必要な慢性腎不全</p> <p>②先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）</p> <p>③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含む）</p>	<p>医療機関で提示すると、医療費の自己負担額が、1ヵ月10,000円になります。</p> <p>※人工透析を受ける70歳未満の方は、所得により1ヵ月20,000円になる場合あり。</p>
<p>窓口</p>	<div data-bbox="464 797 1054 837" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>国民健康保険、後期高齢者医療加入の方</p> </div> <p style="text-align: center;">勝浦市役所 市民課 国保年金係（市役所1階）</p> <p style="text-align: center;">電話：0470-73-6611</p> <div data-bbox="464 999 761 1039" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>社会保険加入の方</p> </div> <p style="text-align: center;">加入している健康保険組合</p>

6-7 特定医療費（指定難病）受給者証

指定難病の治療にかかる医療費（薬代含む）の助成が受けられます。

制度内容	
	<p>国が定めた基準に該当する指定難病で、症状や状態が国の定める基準に該当する場合、特定医療費が支給される場合があります。詳しくは夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）にお問い合わせください。</p>
<p>窓口</p>	<p style="text-align: center;">夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）</p> <p style="text-align: center;">電話：0470-73-0145</p>

6-8 障害のある方の後期高齢者医療制度への加入について

一定の障害のある方は、通常75歳から加入する後期高齢者医療制度に65歳から加入できます。

対象者	制度内容
<p>65歳から75歳未満の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方</p> <p>① 身体障害者手帳の程度が1級・2級・3級の方</p> <p>② 身体障害者手帳の程度が4級で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの） ・ 下肢障害4級3号（1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの） ・ 下肢障害4級4号（1下肢の著しい障害） ・ 音声・言語機能障害 <p>③ 療育手帳の程度が㊦・A1・A2の方</p> <p>④ 障害基礎年金1級・2級の国民年金証書をお持ちの方</p> <p>⑤ 精神障害者保健福祉手帳の程度が1級・2級の方</p>	<p>医療費の自己負担の割合が、所得に応じて1割から3割になります。</p>
必要書類	<p>①申請書 ②障害の程度のわかるもの（国民年金証書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他医師の診断書など）</p> <p>③加入医療保険が確認できるもの</p>
その他	<p>※障害認定を受けられた場合でも、本人の申請により75歳になるまでの間は、いつでも撤回することができます。</p>
窓口	<p>勝浦市役所 市民課 国保年金係（市役所1階）</p> <p>電話：0470-73-6611</p>

7 税金、公共料金等

7-1 税金などの控除・減免

一定の障害がある人に対して、税の控除・減免などがあります。

障害者控除	納税者本人又は納税者の扶養控除の対象となる配偶者や親族に障害がある場合、障害者控除の適用を受けることができます。				
	区分	対象者	所得控除額		必要書類
			所得税	市県民税	
	障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳 Bの1、Bの2 精神障害者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円	障害者 手帳
	特別障害者	身体障害者手帳1級・2級 療育手帳①、Aの1、Aの2 精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円	
同居特別障害者	扶養親族が特別障害者で、 かつ同居している場合 ⇒加算により、右記の額となります。	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円		
小規模企業 共済等掛金 控除	共済に加入し、掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。				
	対象者		必要書類		
	心身障害者扶養年金に加入している方		共済掛金の領収書		
医療費控除 (おむつ代)	本人または本人と生計を一にする親族のためのおむつ代が、医療費控除の対象となります。				
	対象者		必要書類		
	ケガや病気等で6か月以上寝たきりで、医師による治療が必要であり、使用が必要と認められる方		1. 医療費控除の明細書 2. おむつ使用証明書（医師が作成） ※「2. おむつ使用証明書」については、2年目以降は勝浦市高齢者支援課の発行する証明書でも可（介護認定を受けている方）		
医療費控除 (ストマ用 装具代)	本人又は本人と生計を一にする親族のためのストマ用装具代が、医療費控除の対象となります。				
	対象者		必要書類		
	ストマ用装具を使用されている方		1. 医療費控除の明細書 2. ストマ用装具使用証明書（医師が作成）		
医療費控除 (在宅介護費)	在宅で寝たきり等の状態にある方の介護サービス費用等が、医療費控除の対象になります。				
	対象者		必要書類		
	医師の継続診療を受けていて、医師との連携をもとにした在宅介護サービス（食事、排泄、更衣、入浴等）を受けている方		1. 医療費控除の明細書 2. 在宅介護費用の証明書（介護事業者が作成）		
窓 口	【所得税】 茂原税務署 茂原市高師台1丁目5番地1 茂原地方合同庁舎 電話：0475-22-2166 【市県民税】 勝浦市役所 税務課 課税係（市役所1階） 電話：0470-73-6623				

7-2 自動車税（種別割）・（環境性能割）の減免

身体障害者などのために利用される自動車について一定の要件に該当する場合は、自動車税（種別割）、自動車税（環境性能割）が減免となります。

対象者	次の障害者手帳を所持し、車の所有者が本人又は本人と生計を一にする方であること								
	身体	視覚	1～3級と4級の1	聴覚	2～3級	音声言語		3級 (咽頭摘出に係るものに限る)	
		平衡	3級	上肢	1～2級	下肢	1～6級	体幹	1～3・5級
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸					1・3・4級	免疫	1～3級
		肝臓					1～4級		
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能					(上肢) 1～2級 (移動) 1～6級		
	療育	④、⑤の1、⑥の2、Aの1、Aの2 (Aの2は、音声、言語、上肢の機能障害があり身体障害者手帳に3級以上の記載がある方)							
精神	1級								
減免内容		全額免除							
必要書類		①障害者手帳 ②印鑑 ③車検証 (写) ※住所及び使用の本拠の位置が住民票と同じであること ④運転免許証 (写) ※住所が住民票と同じであること ※裏面記載がある場合は両面の写し ⑤生計同一証明書 (自動車の所有者又は運転者が、障害者本人以外の同居家族等である場合) ⑥使用目的を証する書類 ※様式は下記へお問合せください ⑦常時介護証明書 (障害者のみの世帯で、所有者が障害者本人、かつ運転者が同居していない介護者である場合) ⑧移転又は抹消後の車検証 (すでに減免を受けている自動車がある場合)							
申請期限		自動車税 (種別割)	障害者手帳を新規に交付された方			交付日から1か月以内			
			自動車を新規に取得する方			自動車の新規登録から1ヵ月以内			
			減免を受けている自動車を乗り換えされる方			新自動車の新規登録日又は旧自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から1ヵ月以内			
		自動車税 (環境性能割)	新規登録から1ヵ月以内						
その他		自動車の所有者、運転者は、障害者本人又は同居の家族等に限られます。 入院中である等、障害者の移動のために自動車を利用していない場合は減免対象外です。							
窓口		【自動車税 (種別割) ・ (環境性能割) 】 県自動車税事務所 電話：043-243-2721 (大多喜支所 電話：0470-82-2214)							

7-4 NHK放送受信料の減免

次に該当する人は、NHK放送受信料が全額（半額）免除になります。

	対象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障害者	・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障害者	・所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	社会福祉施設等入所者	・社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚・聴覚障害者	・視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	・身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	・所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	・戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第１款症の方が、世帯主で受信契約者の場合
窓口	<p>【申請手続き】 勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所１階） 電話：０４７０－７３－６６１９</p> <p>【受診料についての問合せ】 NHKふれあいセンター ℡：０５７０－０７７０７７ または ０５０－３７８６－５００３ 受付時間：午前９時～午後６時（土・日・祝日も受付）</p>	

7-5 N T T 電話番号の無料案内（ふれあい案内）

電話帳の利用が困難な障害のある方は、N T T の電話番号案内を無料で受けることができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方で次のいずれかの障害のある方 <ul style="list-style-type: none"> ○視覚 1 級から 6 級 ○肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1 級または 2 級 ○聴覚 2 級から 4 級、6 級 ○音声、言語機能またはそしゃく機能 3 級または 4 級 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者
利用方法	<p>「0120-104565」に連絡し、オペレーターに事前に登録した次の 2 つの番号をお伝えください。</p> <p>①電話番号 ②暗証番号</p>
必要手続	事前に登録が必要です。下記のフリーダイヤルへお電話ください。
窓口	N T T 東日本 電話：0120-104174（フリーダイヤル）

7-6 携帯電話の基本使用料の割引

携帯電話会社で、障害者割引サービスが実施されています。

対象者	減免内容
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特定疾患医療受給者証 ・特定疾患登録者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 	<p>基本料金等が割引となります</p> <p>（携帯電話会社により対象者や割引内容が異なります。）</p>
必要手続	各携帯電話の取り扱い窓口にお問い合わせください。
窓口	各携帯電話の取り扱い窓口

8 交通機関、自動車

8-1 鉄道運賃の割引

障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種または第2種の記載がある場合は、乗車券類が次のように割引されます。

私鉄旅客運賃については、JRとほぼ同様の内容で割引を受けられる場合があります。直接お問い合わせください。

対象者	② 身体障害者手帳所持者及び介護者 ② 療育手帳所持者及び介護者 ③ 精神保健福祉手帳（1級・2級のみ）				
割引内容		乗車する人	乗車券種類	割引対象者	割引率
	第1種 障害者	本人と介護者が乗車	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	本人・介護者 （距離制限なし）	半額
		本人のみが乗車	普通乗車券	本人（片道100kmを 超える場合のみ）	半額
	第2種 障害者	本人（12歳未満） と介護者が乗車	定期乗車券	介護者（12歳未満の 障害児が定期券を利用する場合のみ）	半額
		本人のみが乗車	普通乗車券	本人（片道100kmを 超える場合のみ）	半額
窓口	・ 鉄道各駅 ・ JR東日本：お問い合わせセンター（050-2016-1600） ※鉄道各社で利用方法や割引内容が異なる場合がありますので、事前にご確認ください。				

8-2 バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は、バス運賃の割引制度が適用されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ・同行する介護者 		
割引内容		乗車券種類	割引率
	第1・2種共通	普通乗車券 定期乗車券	半額 (定期券は3割)
	※精神障害者保健福祉手帳の方は、バス会社により対象とならない場合があります。		
利用方法	運賃支払い時、定期券購入時に障害者手帳を提示。 ICカード（Suica、PASMOなど）利用可。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・バス会社で取り扱いが異なる場合がありますので事前にご確認ください。 		
窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・各バス会社 ・（一社）千葉県バス協会 電話：043-215-8805 		

8-3 航空運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種または第2種の記載がある場合、定期航空路線国内線の利用時に航空運賃が次のように割引されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者（12歳以上） ・同行する介護者
割引内容	航空会社や路線により異なります
利用方法	チケット購入及び搭乗の際に手帳を提示
窓口	各航空会社

8-4 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種または第2種の記載がある場合は、通行料金が次のように割引されます。

対象者	身体障害者手帳及び療育手帳所持者			
割引内容		割引対象の運転者	割引対象の所有者	割引率
	第1種障害者 (身体・療育)	本人 介護者（本人が同乗）	①本人 ②配偶者 ③直系血族 ④直系血族の配偶者 ⑤兄弟姉妹 ⑥兄弟姉妹の配偶者 ⑦同居の親族 等	半額
	第2種障害者 (身体のみ)	本人のみ		
必要書類	①申請書 ②障害者手帳 ③自動車車検証（軽自動車届出済証） ④運転免許証 ⑤ETCカード（本人名義。20歳未満は保護者名義でも可） ⑥ETC車載器セットアップ申込書・証明書等（ETC利用の場合）			
利用方法	・ETCを利用されない場合 ⇒ 料金所で係員に障害者手帳を提示 ・ETCを利用される場合 ⇒ 料金所でETCレーンを通過			
その他	・2年ごとの更新が必要です。 ・更新手続きは割引有効期限の2ヵ月前より可能です。			
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619			

8-5 タクシー運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人は、タクシー運賃の割引制度が適用されます。各県の事業者団体が実施していますので、適用されるか必ず乗務員にご確認ください。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者
割引内容	原則 1 割引き
利用方法	乗車の際に手帳を提示
窓口	・ 各タクシー会社 ・ 千葉県タクシー協会 電話：０４３－２４３－２４６０

8-6 障害者福祉タクシー利用助成

重度障害者（児）及び知的障害者が、市で指定した事業所の福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。

対象者	・ 身体障害者手帳 1 級から 2 級の所持者 ・ 療育手帳の所持者
内容	５００円または２００円を助成額とした福祉タクシー券を年 23, 000 円分交付
必要書類	① 申請書 ②印鑑（代理申請の場合）③障害者手帳
利用方法	障害者手帳を提示したうえで、福祉タクシー券で運賃を支払う。 ※ 1 回の乗車で使用できる福祉タクシー券の制限はありません。
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所 1 階） 電話：０４７０－７３－６６１９

8-7 身体障害者用自動車改造費の助成

重度身体障害者の就労など社会参加のために、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部が助成されます。

対象者	<p>次の(1)～(5)の全てに該当する重度身体障害者が対象です。</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害が上肢機能障害、下肢機能障害または体幹機能障害で、かつ、障害の程度が1級または2級の人</p> <p>(2) 自動車運転免許証をお持ちの人</p> <p>(3) 就労などに伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置(ハンドル)及び駆動装置(アクセル及びブレーキ)などの一部を改造する必要があるもの</p> <p>(4) 所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、一定の額を超えない人</p> <p>(5) 勝浦市に住民登録があり、居住している人</p>
内容	<p>自動車の操縦装置の改造費用を助成</p> <p>限度額 10万円(1車両1回限り)</p>
必要書類	<p>【申請時】※改造前の申請が必要です。</p> <p>①申請書 ②身体障害者手帳 ③運転免許証</p> <p>④対象者の属する世帯の前年分所得金額が確認できる書類(住民票謄本及び世帯全員の市区町村発行所得証明書)</p> <p>⑤装置のパンフレット等(改造の箇所が確認できるもの)</p> <p>⑥見積書(改造分の費用が確認できるもの)</p> <p>⑦自動車車検証(登録済みの場合のみ)</p> <p>【改造後】</p> <p>①請求書 ②領収書 ③通帳</p>
手続きの流れ	<p>①改造前に、市役所福祉課障害福祉係へ【申請時】の必要書類を提出する。</p> <p>②市役所福祉課障害福祉係での審査の上、決定通知書と請求書の用紙が送付される。</p> <p>③市役所福祉課障害福祉係に、上記【改造後】の必要書類を提出する。</p> <p>④助成金が口座に振り込まれる。</p>
窓口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係(市役所1階)</p> <p>電話：0470-73-6619</p>

8-8 障害者自動車運転免許取得助成

障害者の就労など社会参加のため、障害者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部が助成されます。

対象者	<p>次の(1)から(4)の全てに該当する障害者の方が対象です。</p> <p>(1) 身体障害者手帳の1級から4級までの人または千葉県療育手帳の交付を受けた人</p> <p>(2) 運転免許試験の受験資格を有する人</p> <p>(3) 免許の取得により就労が見込まれるなど、社会活動への参加の効果があると認められる人</p> <p>(4) 勝浦市に住民登録があり、居住している人</p>
内容	<p>【対象経費】</p> <p>免許取得に直接要した費用（入所料、教材費、検査料、教習料、検定料、仮免許取得料、その他必要な経費）</p> <p>【支給額】</p> <p>対象経費の3分の2以内（1人あたり10万円を限度）</p>
必要書類	<p>①申請書 ②領収書 ③運転免許証 ④身体障害者手帳又は療育手帳</p> <p>⑤通帳</p>
手続きの流れ	<p>①<u>免許の取得前又は取得後6ヶ月以内に</u>、市役所福祉課障害福祉係へ上記必要書類を提出する。</p> <p>②市役所福祉課障害福祉係での審査の上、決定通知書が送付される。</p> <p>③免許取得前の申請の場合は免許取得後に市役所障害福祉係に、必要書類を提出する。</p> <p>④助成金が口座に振り込まれる。</p>
窓口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階）</p> <p>電話：0470-73-6619</p>

8-9 障害者等用駐車区画利用制度

公共施設や商業施設に設けられた「障害者等用駐車場」を利用するための利用証を、障害者・介護の必要な高齢者・妊産婦・けが人等歩行が困難な方に交付する制度です。

対象者

区 分				交付基準	申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害			4 級以上	身体障害者手帳	無期限（対象者としての基準に該当しなくなるまで）
	聴覚障害			3 級以上		
	平衡機能障害			5 級以上		
	肢体不 自	上肢		2 級以上		
		下肢		6 級以上		
		体幹		5 級以上		
		脳原性運動 機能障害	上肢機能	2 級以上		
			移動機能	6 級以上		
	内部障害（免疫機能障害を含む）			4 級以上		
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄 がAの2以上の者		療育手帳		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳 の障害区分が1級の者		精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者、特 定医療費（指定難病）受 給者、小児慢性特定疾病 医療受給者		次に掲げるいずれかの書類 ・ 特定疾患医療受給者証 ・ 特定医療費（指定難病）受給 者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者 証		
高齢者等		介護保険の要介護状態の 区分が要介護1以上であ る者		介護保険被保険者証		
区 分	交付基準			申請に必要な書類	有効期間	
妊産婦	単胎児	妊娠7箇月～出産 予定日から1年の 者		母子健康手帳	妊娠7箇月～ 出産予定日から1年	
	多胎児	妊娠7箇月～出産 予定日から3年の 者			妊娠7箇月～ 出産予定日から3年	
けが人等	医師の診断等により、歩行が 困難であるために特別な配慮 が必要であると認められる者			次に掲げる全ての書類 ・ 医師の診断書若しく は意見書又は公的機 関の証明書等 ・ 身分証明書（保険証、 運転免許証 等）	必要と認める期間 （原則1年以内）	

勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階）
電話：0470-73-6619

9 日常生活支援

9-1 車いすの貸出し

車いすの貸出しをしています。

対象者	<p>申請者、使用者のいずれかが、勝浦市に住民登録がある方で、次の①～③のすべてに該当する方。</p> <p>①けがや病気等により一時的に車いすの使用が必要な方</p> <p>②介護保険や障害者総合支援法等の公的サービスでは車いすを利用できない方</p> <p>③在宅生活の方（施設入所中、入院中の方は対象外です）</p>
貸出期間	最大2週間
利用料	無料
必要書類	①申請書 ②身分が確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）
その他	貸出し状況について、電話でご確認のうえ、申請をお願いします。
窓口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階）</p> <p>電話：0470-73-6619</p>

9-2 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

法定後見人制度と任意後見制度の2つの種類があります。

対象者		認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方	
内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の生活、医療、介護、福祉などにおいて、財産管理や契約などの法律行為を行います。 ・ 成年後見人等には、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士などから家庭裁判所が選任します。 	
種類	法定後見制度	<p>すでに本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が成年後見人等の適任者を決定する仕組みです。</p> <p>判断能力の程度により、次の3つがあります。</p>	
		後見	判断能力が全くない方
		保佐	判断能力が著しく不十分な方
		補助	判断能力が不十分な方
	任意後見制度	<p>本人が十分な判断能力があるうちに前もって、能力が低下した場合に備えてあらかじめ公正証書による任意後見契約を結び、任意後見人を決めておく仕組みです。</p>	
窓口		<div>法定後見制度</div> <p>千葉家庭裁判所 一宮支部 〒299-4397 千葉県長生郡一宮町一宮 2 7 9 1 電話：0 4 7 5－4 2－3 5 3 1</p> <div>任意後見制度</div> <p>・・・最寄りの公証役場 茂原公証役場 〒297-0026 千葉県茂原市茂原 6 4 0－1 0（地奨第3ビル2階） 電話：0 4 7 5－2 2－5 9 5 9</p>	

○成年後見制度の利用にあたり、市では下記の支援を行っています。

1. 市長による審判請求（下記の①②の両方）に該当する方

対象者	①	㊦勝浦市に居住し、かつ、住民登録がある方 ① 65才以上の高齢者 ㊧知的障害者 ㊨精神障害者
	②	㊦認知症、知的障害又は精神障害により事理を弁識する能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある方 ①後見開始等の審判の請求を自ら行う事が困難である方 ㊧配偶者及び2親等以内の親族(以下「親族等」という。)による保護又は後見開始等の審判の請求が期待できない方。(ただし、3親等又は4親等の親族であって後見開始等の審判の請求をする方の存在が明らかであるときは除く。) ㊨福祉サービス等を利用する必要がある方で、福祉サービス等を利用することにより福祉の増進が期待できる方
	社会福祉施設に入所、又は病院に長期入院したことにより本市から市外に転出し、現に当該社会福祉施設に入所し、又は当該病院に長期入院している上記①②に掲げる要件のいずれにも該当する方は、審判の請求対象者とみなします。	
内容	配偶者や親族がいないなどの理由で、後見、保佐、補助の制度を利用することが困難な方について、市長が審判請求をすることができます。	

2. 成年後見人等に対する報酬の助成（下記①②の両方に該当する方）

対象者	①	㊦勝浦市に居住し、かつ、住民登録がある方 社会福祉施設に入所、又は病院に長期入院したことにより本市から市外に転出し、現に当該社会福祉施設に入所し、又は当該病院に長期入院している方は、対象者とみなします。 ①後見開始等の審判を受けた方
	②	※いずれかに該当 ㊧生活保護受給者 ㊨報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方 ㊩その他市長が認める方
助成金額	在宅	裁判所が認めた金額 月28,000円まで
	施設入所	裁判所が認めた金額 月18,000円まで
内容	成年後見人等に支払うべき報酬を助成します。	
窓口	【65歳未満の知的障害者・精神障害者の方】 福祉課 障害福祉係 電話：0470-73-6619 【65歳以上の方】 高齢者支援課 高齢者支援係 電話：0470-73-6615	

9-3 電話リレーサービス

聴覚等に障害のある方ときこえる人の電話を、手話や文字チャットと音声で通訳することにより、即時双方向につながることできるサービスです。

対象者		聴覚障害者、発語に困難がある方
内容		聴覚等に障害のある方ときこえる人の電話を、手話や文字チャットと音声で通訳することにより、即時双方向につながることできるサービスです。普段の会話や仕事上の電話、警察や病院などへの緊急通報など、さまざまなシチュエーションで電話することができます。
利用方法	料金	<p>【月額料あり】 月額料 無料 通話料（固定電話） 16.5円/分 （携帯電話） 44円/分</p> <p>【月額料なし】 月額料 178.2円 通話料（固定電話） 5.5円/分 （携帯電話） 33円/分</p>
	登録方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. スマホにアプリをインストールする 2. アプリを起動して、通知許可確認画面で通知を許可、新規登録を押す 3. 動作環境・利用規約を確認し「利用規約に同意する」にチェック、「次へ」を押す 4. アプリの通知設定は「はい」を選択、次で利用者情報を入力し、本人確認書類、同意書を添付する 5. 支払方法を選択・支払情報を入力する <p>※支払方法の登録が完了すると登録完了通知が届く</p>
	電話をかける場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. アプリを立ち上げてログインする 2. かけたい先の電話番号を入力して発信ボタンを押す ※緊急通報の場合は通報先を選択し、位置情報許可の「許可」を押す 3. 通訳方法（「手話」「文字」のどちらか）を選択して押す
窓口		<p>電話リレーサービスカスタマーセンター</p> <p>TEL 0120-528-071</p> <p>Web https://nftrs.or.jp/</p>

10 障害別支援（聴覚）

10-1 意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣事業）

聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者などに対し、手話通訳者又は要約筆記奉仕員の派遣を行います。

対象者	内容	利用料
<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者又は要約筆記奉仕員がいなければ健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難な聴覚障害者等 ・その他市長が認める方 	<p>手話通訳者又は要約筆記者をご指定の場所に派遣し、意思疎通の支援を行います。</p> <p>※事前に利用登録申請の手続きが必要です。</p>	<p>無料</p> <p>（手話通訳者等の入場料や参加費が必要な場合はご負担いただきます。）</p>
利用の範囲 条件	<p>手話通訳者等の派遣は、聴覚障害者等が社会生活上必要な用務を行う場合であって、次のいずれかに該当する場合に利用できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生命維持及び健康の増進に関する場合 (2) 財産・労働等権利義務に関する場合 (3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合 (4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合 (5) 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する場合 (6) その他市長が特に必要と認める場合 <p>・手話通訳者等の派遣は、原則として1回につきおおむね5時間以内</p> <p>・区域は原則、千葉県内</p>	
必要書類	①申請書 ②身体障害者手帳（聴覚障害の状況がわかるもの）	
手続きの流れ	<ol style="list-style-type: none"> ①原則として、手話通訳者又は要約筆記奉仕員の派遣を受けようとする日の10日前までに申請書を提出する。（窓口又はFAX） ②ご自宅に決定通知書が送付される。 ③ご指定の日時場所で合流し、通訳等を行います。 	
窓口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階）</p> <p>電話：0470-73-6619</p>	

10-2 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付の対象にならない軽度・中等度の聴力障害のある18歳未満の児童に対し、補聴器購入費の一部を助成します。

対象者			内容	
次の1～4すべてに該当する18歳未満の方 ①勝浦市に住民登録があること ②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならないこと ③補聴器の装用により、一定の効果が期待できると医師が判断していること。 ④同一世帯に市民税の所得割額46万円以上の方がいないこと			補聴器購入額（基準価格内）の2/3を助成します。 ※千円未満切り捨て	
基準価格	補聴器の種類	基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
	軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	①補聴器本体（電池含む） ②イヤーマールド ※イヤーマールドを必要としない場合は、基準額から9,000円を除く	原則5年
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円		
	高度難聴用ポケット型	43,200円		
	高度難聴用耳かけ型	52,900円		
	重度難聴用ポケット型	64,800円		
	重度難聴用耳かけ型	76,300円		
	耳あな型（レディメイド）	87,000円	①補聴器本体（電池含む）	
	耳あな型（オーダーメイド）	137,000円		
	骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体（電池含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体（電池含む） ②平面レンズ ※平面レンズを使用しない場合は基準額から1枚につき3,600円を除く	
	FM型補聴器の場合、右のものを追加できます。	80,000円	①FM型受信機	
		98,000円	②ワイヤレスマイク（充電電池含む）	
		5,000円	③オーディオチュー	
必要書類	【申請時】①申請書②医師の意見書③見積書④通帳（申請者である保護者） 【購入後】⑤請求書⑥領収書 ※購入前の申請が必要です。購入後の申請はできませんのでご注意ください。			
手続きの流れ	①下記の窓口にお問い合わせする。（申請者⇒福祉課 障害福祉係） ②上記必要書類【申請時】①～④を提出する。（申請者⇒福祉課 障害福祉係） ③審査の上、交付決定通知書が送付される。（福祉課 障害福祉係⇒申請者） ④補聴器を購入する。（申請者） ⑤上記必要書類【購入後】⑤と⑥を提出する。（申請者⇒福祉課 障害福祉係） ⑥助成金が口座に振り込まれる。（福祉課 障害福祉係⇒申請者又は販売業者）			
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619			

11 障害別支援（その他）

11-1 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などのための外出時に移動中の介護を行います。

対象者	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援が必要であると市長が認めた障害者等				
内容	屋外での移動に困難がある障害児（者）について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。 ※原則として1日の範囲内で用務が終わる外出に限ります。 ※通勤、営業活動などの経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出などはサービスの対象となりません。				
自己負担額	1割負担（非課税世帯、生活保護世帯の方は自己負担なし）				
	世帯の範囲	本人が18歳以上の場合 ⇒ 本人及び配偶者 本人が18歳未満の場合 ⇒ 保護者の属する住民基本台帳での世帯			
	区分	世帯の市民税課税状況		負担割合	負担上限月額
	障害者	生活保護世帯		負担なし	0円
		市町村民税非課税世帯		負担なし	0円
		市町村民税の所得割が16万円未満		1割	9,300円
		上記以外		1割	37,200円
	障害児	生活保護世帯		負担なし	0円
		市町村民税非課税世帯		負担なし	0円
		市町村民税の所得割が28万円未満	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	1割	4,600円
			入所施設利用の場合	1割	9,300円
上記以外		1割	37,200円		
手続きの流れ	利用申請書を提出いただいた後、支援の必要性などを調査し、決定通知を送付します。				
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619				

11-2 日中一時支援事業（日中活動の場の確保）

日中において監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児（者）を支援します。

対象者	日中において監護者がいないため、一時的に見守りなどの支援を必要とする障害児（者）
内容	障害児（者）（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担の軽減並びに社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
自己負担額	原則 1 割負担 ※世帯の市民税の課税状況等に応じ、ひと月あたりの負担上限額が設定されます。
手続きの流れ	利用申請書を提出いただいた後、障害程度、支援の必要性などを調査し、決定通知を送付します。
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所 1 階） 電話：0470-73-6619

11-3 訪問入浴サービス

入浴困難な在宅の身体障害者などに対し、移動入浴車を派遣して入浴介護を行うサービスです。

対象者	<p>在宅者で、次の（１）から（４）の全てに該当する身体障害者などが対象です。</p> <p>（１）医師が入浴可能と認めた者</p> <p>（２）健康上入浴に支障がない方</p> <p>（３）居宅で寝たきりの状態にあり、居宅では入浴困難な方</p> <p>（４）介護保険サービス等による入浴のサービスが受けられない方</p>	
内容	<p>入浴回数は、週２回（月８回）までとし、次のような支援を行います。</p> <p>（１）入浴、清拭及び洗髪</p> <p>（２）血圧、脈はく及び体温の測定による健康管理</p> <p>（３）健康相談、助言指導その他必要な処置</p>	
自己負担額	<p>原則１割負担</p> <p>※世帯の市民税の課税状況等に応じ、ひと月あたりの負担上限額が設定されます。</p>	
	世帯の範囲	<p>本人が１８歳以上の場合 ⇒ 本人及び配偶者</p> <p>本人が１８歳未満の場合 ⇒ 保護者の属する住民基本台帳での世帯</p>
必要書類	<p>利用申請書に医師の意見書を添えて提出してください。</p> <p>市は訪問などによる調査を行い利用の可否を決定します。</p>	
窓口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所１階）</p> <p>電話：０４７０－７３－６６１９</p>	

11-4 障害者入湯料利用券

身体障害者手帳を交付された70歳未満の方に対し、年10枚を限度として、市内の3ヶ所の施設を無料で利用できる「入湯券」を交付します。

対象者	70歳未満で身体障害者手帳の所持者		
内容	年10枚を限度として市内3か所で利用できる入湯券を交付 <u>※他の人に譲渡することはできませんのでご注意ください。</u>		
必要書類	①申請書 ②身体障害者手帳		
利用方法	交付した入湯券に名前を記載し、利用する施設にて入湯券をお渡してください。 ※三日月シーパークホテル勝浦は、アクアパレスでのみ利用でき、大浴場では利用できません。		
対象施設	施設名	住所	連絡先
	勝浦温泉	勝浦市松野1143番地	0470-77-0311
	三日月シーパークホテル 勝浦内 アクアパレス	勝浦市墨名820番地	0470-73-1111
	かつうら海中公園滞在型 観光施設eden（エデン）内スパ施設	勝浦市吉尾234番地	0470-64-6377
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619		

11-5 障害者理容サービス券

在宅にておおむね6か月以上ねたきりで介護を必要としている18歳以上65歳未満の障害者に対し、年6回を限度として、市より委託した理容業者により訪問による散髪等を無料で利用できる「利用サービス券」を交付します。

対象者	在宅にておおむね6か月以上ねたきりで介護を必要としている18歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者
内容	年6枚を限度として市より委託した理容業者により訪問による散髪等を無料で利用できる理容サービス券を交付
必要書類	申請書 ※申請書提出時、状態の確認のため、職員によりききとり調査をさせていただきます。郵送で申請される場合は後日電話等で確認させていただきます。
利用方法	申請後、利用サービス券をご自宅に郵送しますので、散髪時に、理容業者にお渡しください。
窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所1階） 電話：0470-73-6619

12 就労支援

12-1 ハローワーク（公共職業安定所）いすみ

ハローワークでは、障害者の方のために専門的就職支援を行っています。また、手帳をお持ちの方は障害者雇用での求人情報を探すこともできます。

対象者	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・難病の方 ※障害者手帳をお持ちの方	①職業相談（仕事の探し方、履歴書の書き方） ②障害者の求職登録 ③職業紹介（希望や適性に応じた仕事の紹介） ④新たな技能を身につけるための職業訓練の案内 ⑤職業能力や仕事の適正を把握するための職業評価の案内 ⑥就職後のサポート
窓口	ハローワークいすみ 〒298-0004 いすみ市大原8000-1 電話：0470-62-3551

12-2 障害者就業・生活支援センター ピア宮敷

障害のある人の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援を生活面の支援と一体的に行います。

対象者	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 	障害のある方々の就労や生活支援を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">就労支援</div> ①就職に向けた支援 ⇒相談面接等のあっせん、職場開拓 ②雇用継続のための支援 ⇒職場訪問、電話相談・面談、在職者交流会の開催 ③離職後の支援 ⇒ハローワーク等他機関との連携支援 ④企業への支援 ⇒在職者についての相談、新規雇用に向けた相談、情報提供 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">生活支援</div> ①日常生活に係る支援 ⇒日常生活や社会生活上のトラブルに関するサポート ②地域生活に係る支援 ⇒情報提供（グループホーム、余暇活動等）
窓口	障害者就業・生活支援センター ピア宮敷 〒299-4504 いすみ市岬町桑田341-1 電話：0470-87-5101

13 相談

13-1 障害者(児)の相談支援（地域活動支援センター）

地域活動支援センターでは、次のような相談支援や日中活動の場を提供し、障害者などの地域生活の支援を行っています。

		内 容	
障害者などの相談支援		<p>障害児の保護者または障害者などの介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、各種の障害福祉サービスの紹介や利用支援、権利擁護の援助などを行います。</p> <p>一般的な相談支援に加え、専門職員（精神保健福祉士、社会福祉士など）も配置されており、専門的な相談支援も行います。</p>	
日中活動支援 （日中活動の場の提供）		<p>調理やお菓子作り、園芸、スポーツ等のプログラムの実施や利用者の方たちが、自由に過ごしながらか、お互いに交流できるスペース等の「日中の居場所」を提供しています。</p>	
事業所名		医療法人 白百合会 いすみ地域活動支援センター レインボー	
所在地		〒298-0223 千葉県夷隅郡大多喜町上原 7 8 6（大多喜病院敷地内）	
電話番号		0 4 7 0 - 8 2 - 2 2 2 0	
相談 時間 等	電話相談	月～金曜日	午前 9 時～午後 5 時
	訪問・面接相談	月～金曜日	午前 9 時～午後 5 時
	活動支援センター 開所	月～金曜日	午前 1 0 時～午後 4 時

※土曜・日曜・祝日・夏季（8／13～8／15）・年末年始（12／29～1／3）は休業日

窓口	<p>勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所 1 階）</p> <p>電 話：0 4 7 0 - 7 3 - 6 6 1 9</p>
----	--

13-2 児童相談所

児童相談所とは、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。そのために必要な調査並びに医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行います。また、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行います。

	内容	電話番号	受付時間
東上総児童相談所	来所相談	0475-27-1733	午前9時～午後5時 (月～金) 祝日・年末年始除く
	電話相談	0475-27-5507	
中央児童相談所	子ども家庭 110番 (児童に関する相談)	043-252-1152	午前8時30分～ 午後8時 (毎日)
児童虐待に関する相談、通告		043-252-1152	24時間 (毎日)
		189 (いちはやく) 児童相談所 全国共通ダイヤル	24時間 (毎日)
窓口	東上総児童相談所 〒297-0029 茂原市高師3007-6 電話：0475-27-1733 中央児童相談所 〒263-0016 千葉市稲毛区天台1-10-3 電話：043-253-4104		

13-3 千葉県発達障害者支援センター CAS (キャス)

発達障害の人とその家族や関係者のための専門の支援センターです。

発達障害の人とその家族が安心して地域で暮らしていくことができるようお手伝いをします。

対象者	内容	受付時間
①自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害を持つ障害児(者)およびその家族 ②上記の人たちを支援する人または関係機関	相談支援、発達支援、就労支援、普及・啓発と研修 予約による相談時間 ⇒電話30分、来所1時間 ※予約以外の相談には対応しておりません	午前9時～午後5時 (月～土) (年末年始を除く)
窓口	〒260-0856 千葉市中央区亥鼻2-9-3 千葉県発達障害者支援センター CAS (キャス) 電話：043-227-8557	

13-4 障害者相談員

障害者相談員は、市長の委嘱を受けて活動しており、さまざまな相談に応じています。

区分	内容
身体障害者相談員	(1) 身体障害者の地域活動の中核となり、その活動の推進を図ること。 (2) 身体障害者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。 (3) 身体障害者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。 (4) 身体障害者に対する県民の認識と理解を深めるため、関係団体等と連携を図って援護思想の普及に努めること。
知的障害者相談員	(1) 知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うこと。 (2) 知的障害者施設入所、就学、就職などに関し、関係機関へ連絡すること。 (3) 知的障害者に対する認識と、理解を深めるための援護思想の普及に努めること。

※相談員の連絡先は、福祉課障害福祉係へお問い合わせください。

窓口	勝浦市役所 福祉課 障害福祉係（市役所 1 階） 電話：0470-73-6619
----	---

13-5 障害のある人に対する差別に関する相談窓口

相談窓口では、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、障害のある人やそのご家族等から、障害者差別解消法が禁じる障害者差別に関する相談を受け付けています。

相談窓口	電話番号	受付時間
勝浦市役所 福祉課 障害福祉係	電話：0470-73-6619	午前8時30分～ 午後5時15分 (月～金) 祝日・年末年始除く
夷隅健康福祉センター 【障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり 条例に基づく相談窓口】	電話：0470-73-4630	午前9時から午後5時 (月～金) 祝日・年末年始除く (担当：広域専門指導員)
千葉県健康福祉部 障害者福祉推進課相談窓口	電話：043-223-1020	午前9時～午後5時 (月～金) 祝日・年末年始除く

13-6 勝浦市障害者虐待防止センター

勝浦市障害者虐待防止センターでは、障害者虐待の未然防止や早期発見のため、相談や障害者虐待の通報や届出を受け付けます。

		内 容
対象となる障害者		身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や心身の障害や社会的障壁によって、継続的な日常生活または社会生活が困難で援助が必要な人。
障害者虐待の種類		①養護者による障害者虐待 家族や親族、同居する人による虐待のことです。
		②障害者福祉施設従事者などによる障害者虐待 福祉施設やサービス事業所で働いている職員による虐待のことです。
		③使用者による障害者虐待 障害者を雇っている事業主などによる虐待のことです。
障害者虐待の例	身体的虐待	たたく、殴る、蹴る、つねる、無理やり食事を口に入れる、部屋に閉じこめるなど
	性的虐待	性器への接触、性的行為を強要する、キスする、裸にする、わいせつな画像を見せるなど
	心理的虐待	どなる、おどす、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視するなど
	放棄・放任（ネグレクト）	食事を十分に与えない、不潔な住環境で生活させる、病院やケガをしても病院を受診させないなど
	経済的虐待	年金や賃金を渡さない、財産や預貯金を着服する、日常生活に必要なお金を与えないなど

【障害者虐待防止センターの所在地・問い合わせ】

センター名	所在地	電話番号
勝浦市障害者虐待防止センター	〒299-5292 勝浦市新官 1 3 4 3 - 1	(月～金) 午前 8 時 3 0 分～ 午後 5 時 1 5 分 電話：0 4 7 0 - 7 3 - 6 6 1 9

13-7 精神保健福祉相談

県では心の健康の増進を図るため「精神保健福祉相談」を実施しています。

○千葉県精神保健福祉センターにおける相談

相談窓口	主な内容	電話番号	受付時間
千葉県こころセンター	心の健康や精神障害、アルコール・薬物依存、引きこもりや思春期の精神保健など精神保健福祉全般に関する相談 ※来所相談は要予約	こころの電話相談 043-307-3360	午前9時～ 午後6時30分 (月～金) 祝日・年末年始除く
		依存症電話相談 043-307-3781 ひきこもり電話相談 043-307-3812	午前9時30分～ 午後4時30分 (月～金) 祝日・年末年始除く

○夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）における相談

相談窓口	開催日	受付時間	電話番号 (担当課)
精神保健福祉相談 (心の健康相談)	毎月第1木曜日 (※予約制)	午後1時30分～ 午後3時	0470-73-0145 (地域保健福祉課)

○地域活動支援センター

相談窓口	所在地	電話番号
いすみ地域活動支援センターレインボー	大多喜町上原786	0470-82-2220

14 その他

14-1 郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障害をお持ちの方で一定の要件に該当する方は、所定の手続きを行うことにより、投票所へ行かなくても、自宅等において、郵便等による不在者投票ができます。

対象者	障害名	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1 級か 2 級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸	1 級か 3 級
	免疫・肝臓	1 級から 3 級
介護保険の 被保険者証	要介護状態区分	
	要介護 5	
窓口	勝浦市選挙管理委員会 電話：0470-73-6647	

14-2 避難行動要支援者名簿

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するために特に支援が必要とする高齢者や障害者の方を避難行動要支援者として事前に把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

対象者	
※在宅などで家族などの支援が受けられない方が対象です。 ※病院や施設に入院または入所されたい方は対象になりません。	
○75 歳以上で一人暮らし・75 歳以上のみの世帯 ○要介護 3・4・5 の認定を受けている方 ○身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級の認定を受けている方 ○視覚・聴覚の障害認定を受けている方のみの世帯 ○知的障害（療育手帳④、A の 1）の判定を受けている方 ○精神障害者手帳 1 級の認定を受けている方 ○難病や常時特別の医療等を必要としている方 ○その他、上記以外で災害時の避難に支援が必要な方	
窓口	勝浦市役所 福祉課 社会福祉係（市役所 1 階） 電話：0470-73-6621

15 シンボルマーク

15 シンボルマーク

名称	概要等	所管先
障害者のための 国際シンボルマーク 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL : 03-5273-0601
身体障害者標識 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局交通企画課 TEL : 03-3581-0141 (代)
聴覚障害者標識 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局交通企画課 TEL : 03-3581-0141 (代)
盲人のための 国際シンボルマーク 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL : 03-5291-7885
耳マーク 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p>	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL : 03-3225-5600

15 シンボルマーク

名称	概要等	所管先
ほじょ犬マーク 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p>	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL : 03-5253-1111 (代)
オストメイト／ オストメイト用設備マーク 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であることを及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 TEL : 03-3221-6673
ハート・プラスマーク 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL : 080-4824-9928
障害者雇用支援マーク 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が、障害のある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p>	公益財団法人ソーシャルサービス協会 TEL : 052-218-2154
ヘルプマーク 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>【問い合わせ先】 千葉県健康福祉部 障害者福祉推進課 TEL : 043-223-2340 ※市町村窓口で配布しています。</p>

〒299-5292

勝浦市新官 1 3 4 3 番地の 1

勝浦市役所 福祉課 障害福祉係

電話：0470-73-6619

FAX：0470-73-4283